

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年8月5日(2022.8.5)

【国際公開番号】WO2022/045109

【出願番号】特願2022-527679(P2022-527679)

【国際特許分類】

C 1 2 N 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 1 2 N 1 / 1 2 A

C 1 2 N 1 / 1 2 B

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月12日(2022.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

20

【請求項1】

単細胞性紅藻細胞を、浸透圧調整剤を80mM以上含有する培地中で培養することと、
前記培養後、崩壊性の細胞を採取することと、を含み、
前記浸透圧調整剤が、糖、糖アルコール、アミノ酸、及び金属塩からなる群より選択される少なくとも一種である、
を含む、崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

【請求項2】

単細胞性紅藻細胞を、浸透圧が150mosm/kg以上である培地中で培養することと、
前記培養後、崩壊性の細胞を採取することと、を含み、
前記培地が、糖、糖アルコール、アミノ酸、及び金属塩からなる群より選択される少なくとも一種の浸透圧調整剤を含む、
を含む、崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

30

【請求項3】

浸透圧調整剤が、糖、糖アルコール、及びアミノ酸からなる群より選択される少なくとも一種である、請求項1又は2に記載の崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

【請求項4】

前記単細胞性紅藻細胞が、非崩壊性細胞である、請求項1～3のいずれか一項に記載の崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

【請求項5】

前記非崩壊性細胞が、倍数体の細胞である、請求項4に記載の崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

40

【請求項6】

前記単細胞性紅藻細胞が、崩壊性細胞である、請求項1～3のいずれか一項に記載の崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

【請求項7】

崩壊性単細胞性紅藻細胞を、崩壊性細胞のまま維持する方法である、請求項6に記載の崩壊性単細胞性紅藻の製造方法。

【請求項8】

崩壊性単細胞性紅藻細胞を、増殖させる方法である、請求項6に記載の崩壊性単細胞性

50

紅藻の製造方法。

【請求項 9】

浸透圧調整剤を 80 mM 以上含有し、
前記浸透圧調整剤が、糖、糖アルコール、アミノ酸、及び金属塩からなる群より選択される少なくとも一種である、崩壊性単細胞性紅藻用培地。

【請求項 10】

浸透圧が 150 mosm/kg 以上であり、
糖、糖アルコール、アミノ酸、及び金属塩からなる群より選択される少なくとも一種の浸透圧調整剤を含む、

崩壊性単細胞性紅藻用培地。

10

【請求項 11】

浸透圧調整剤が、糖（グルコース及びスクロースを除く）、糖アルコール（グリセロールを除く）、及びアミノ酸からなる群より選択される少なくとも一種である、請求項 9 又は 10 に記載の崩壊性単細胞性紅藻用培地。

【請求項 12】

非崩壊性単細胞性紅藻細胞から崩壊性単細胞性紅藻細胞を作出するために用いられる、請求項 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の崩壊性単細胞性紅藻用培地。

【請求項 13】

前記非崩壊性単細胞性紅藻細胞が、倍数体の単細胞性紅藻細胞である、請求項 12 に記載の崩壊性単細胞性紅藻用培地。

20

【請求項 14】

崩壊性単細胞性紅藻細胞を、崩壊性細胞のまま維持するために用いられる、請求項 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の崩壊性単細胞性紅藻用培地。

【請求項 15】

崩壊性単細胞性紅藻細胞を、増殖させるために用いられる、請求項 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の崩壊性単細胞性紅藻用培地。

30

40

50